

第33回みなと舞鶴ちゃったまつり

市民で成功させよう まい花火



募金にご協力下さい

みなと舞鶴ちゃったまつり実行委員会では、本年7月27日(日)開催の花火大会を一層盛り上げるため、企業・団体の花火スポンサーに加え、引き続き市民や近隣の皆様に、1口1,000円で「まい花火募金」を募集いたします。

ぜひ、職場の皆様やお知り合いの方々に呼びかけていただき盛大な花火大会となりますようご支援、ご協力をお願いいたします。

まい花火募金 / 1口 1,000円から
 受付期間 / 平成20年5月12日(月)～7月27日(日)
 受付窓口 / ●舞鶴市役所 商工観光課 及び 西支所 庶務係 ●京都北都信用金庫 本支店 ●市内郵便局 ●舞鶴商工会議所
 その他 / ご協力いただいた皆様のお名前を舞鶴市民新聞に掲載させていただきます。
 お問い合わせ / 舞鶴商工会議所内 (舞鶴市商工観光センター3階)
 みなと舞鶴ちゃったまつり実行委員会事務局
 TEL.62-4600

インフォメーション

通行量調査

日時：6月1日(日)
10:00～17:00

通行量調査を市内商店街(56地点)で実施します。
ご協力をお願いします。

海の日のつどい

日時：7月21日(祝/月)
13:30～16:00

場所：舞鶴市商工観光センター5・3F
 内容：海の日の式典、海事関係功労者表彰
 クイーンまいづる披露、海の日交流会他
 ◎お問い合わせは舞鶴商工会議所まで TEL.62-4600



大阪税関からのお知らせ

特許権などの知的財産は侵害されていませんか？

税関では、知的財産侵害物品の水際取締を行っています。

「輸入(出)差止申立制度」とは、権利者が自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入(出)されようとする場合、税関長に対し当該貨物を差し止め、認定手続を執ることを申し立てる制度です。

まずはご相談下さい。

※詳しいことは大阪税関業務部 知的財産調査官まで
 ☎06-6576-3318

国の融資制度が拡充されました(マル経資金)

マル経資金の制度が4月1日より一部改正されました。主な変更点は次のとおりです。

1. 融資限度額

| 改訂前 | 改訂後 |
|-------|---------|
| 550万円 | 1,000万円 |

3. 生活衛生業種の方への取扱いが拡大されました

| 改訂前 | 改訂後 |
|---|--------------------------------|
| 設備資金 →生活衛生同業組合等で取扱い 運転資金 →商工会議所で取扱い可 | 設備資金・運転資金ともに →商工会議所で取扱いできます |

2. 融資期間が延長

| 改訂前 | 改訂後 |
|--|--------------|
| 設備資金 6年以内 <small>(ただし、特例により7年以内)</small> | 設備資金 7年以内 |
| 運転資金 4年以内 <small>(ただし、特例により5年以内)</small> | 運転資金 5年以内 |

いずれも一定の条件がありますので、詳しくは当所中小企業相談所までお問い合わせください。
 (TEL 62-4600)